

船員職業安定法施行令

内閣は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十六条第一号、第八十九条第十二項、第九十条第六項並びに第九十二条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（法第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二百十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第二百一

十一 条の規定

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。

））、第三百十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。））、第三百十一条第一号（同法第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。））及び第二号の規定並びに当該規定に係る同法第三百二十五条第一項の規定（これらの規定が法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。））

三 法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百十一条までの規定

四 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十四条の規定及び同条の規定に係る同法第四十六条の規定

六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十二条（第一号に係る部

分に限る。)の規定及び当該規定に係る同法第十三条の規定

七 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

八 労働者派遣法第五十八条から第六十一条までの規定及びこれらの規定に係る同法第六十二条の規定

九 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十六条の規定

十二 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十三 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

（船員法の規定を適用する場合の読替え）

第二条 法第八十九条の規定により同条第一項に規定する乗組み派遣船員（次条において単に「乗組み派遣船員」という。）の法第六十六条第二項第三号に規定する派遣就業に関し船員法の規定を適用する場合には、次の表のとおりとする。

読替えに係る船員法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条	第百一条第一項の規定	第百一条第一項の規定（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四十四条の二第一項	第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第八十七条

		<p>第一項の規定又は同条第二項の規定</p>
<p>第六十二条</p>	<p>前条第一項の規定</p>	<p>船員職業安定法第八十九条第四項の規定により適用される前条第一項の規定</p>
<p>第六十六条</p>	<p>第六十四条から第六十五条までの規定</p>	<p>第六十四条の規定並びに船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第六十四条の二及び第六十五条の規定</p>
<p>第七十四条第四項</p>	<p>第八十七条第一項又は第二項の規定</p>	<p>船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定</p>
<p>第八十八条の二の二第三項</p>	<p>前項ただし書の規定</p>	<p>船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される前項ただし書の規定</p>

<p>第八十八条の三第四項</p>	<p>前項の規定</p>	<p>船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される前項の規定</p>
<p>第一百一条第三項</p>	<p>前項の規定</p>	<p>前項の規定（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第一百四十二条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>前項（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第一百七十七条第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>第一項（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場</p>

		合を含む。)又は前項
第一百七十七条第四項	第一項	第一項（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第一百二十二条第二項	前項	前項（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第二百一十一条の三	第四百条第三項の規定	第四百条第三項の規定（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第二百一十一条の四第二項	前項の規定	前項の規定（船員職業安定法第八十九条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

2 前項に定めるもののほか、法第八十九条第四項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十二項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
船員保険法第三十二条第二項	船員法第八十七条ノ規定	船員職業安定法第八十九条第四項ノ規定 ニ依リ読替ヘテ適用セラルル船員法第八十七条ノ規定
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十七条 第一項	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定
育児休業、介護休業等育児	船員法（昭和二十二年法律第	船員職業安定法第八十九条第四項の規定

<p>又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十条第二項</p>	<p>百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定</p>	<p>により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定</p>
	<p>船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定</p>	<p>船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定</p>

（船員災害防止活動の促進に関する法律の規定を適用する場合の読替え）

第三条 法第九十条第四項の規定により乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者に関し船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の規定を適用する場合における同条第六項の規定による船員災害防止活動の促進に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読替えに係る船員災害防止</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
---------------------	------------------	----------------

活動の促進に関する法律の規定		
第六十四条第二項	前項	前項（船員職業安定法第九十条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（外国船舶派遣に係る労働関係に船員法の規定を適用する場合の読替え）

第四条 法第九十二条第一項の規定により同項に規定する労働関係に関し船員法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による船員法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る船員法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条第二項	、手当及び食費	及び手当
第一百十四条第一項	失業手当、送還手当、傷病手当	傷病手当
第一百十四条第二項	雇止手当又は予後手当	予後手当

<p>第百十五条</p>	<p>第百二十一条の二</p>	<p>失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償</p>	<p>船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定</p>	<p>災害補償</p>	<p>船員手帳の交付、訂正又は書換え</p>
--------------	-----------------	-----------------------------------	--	-------------	------------------------

(賃金の支払の確保等に関する法律等の規定を適用する場合の読替え)

第五条 法第九十二条第四項の規定による賃金の支払の確保等に関する法律の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読替えに係る賃金の支払の</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
---------------------	------------------	----------------

確保等に関する法律の規定		
第七條	船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）	船員保險法（昭和十四年法律第七十三號） （船員職業安定法第九十三條第一項の規定により適用される場合を含む。）
第十六條	船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）	船員保險法（昭和十四年法律第七十三號） （船員職業安定法第九十三條第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）

2

法第九十二條第四項の規定による賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第六十九號）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る賃金の支払の確保等に関する法律施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------------------	-----------	---------

第五条

割増手当若しくは歩合金若しくは当該退職に係る補償休日手当若しくは	歩合金若しくは当該退職に係る
賃金及び基準退職日にした退職に係る	賃金
割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び	歩合金

附則

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

理由

その規定により罰金の刑に処せられた者が船員派遣事業の許可を受けることができないこととされる船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定及び船員法その他の関係法令の規定を適用する場合における技術的読替えを定める必要があるからである。